

平成24年4月から

介護保険料が 変わります

第1号被保険者保険料

月額4,400円(180円の増)

介護保険制度は、身体機能の衰えや認知症などにより、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年から始まりました。

町では、小野町高齢者保健福祉計画・小野町介護保険事業計画策定審議委員会(佐藤次男会長)を開催し、今後の高齢者福祉や介護サービスの在り方を検討してきました。

その結果、重点的に対応すべき課題として

- ①介護予防事業の充実
- ②特別養護老人ホームの待機者への対応
- ③高齢化に伴う認知症高齢者への対応



委員会の様子

- ④高齢者が高齢者を介護する
老老介護への対応
- ⑤高齢者虐待や核家族化による介護者不在への対応

などが浮かび上がってきました。

これらの課題に対応するため、介護予防事業の内容充実や民生委員・関係団体との連携強化を図りながら、介護施設・在宅介護サービスの充実を図ることとしました。

入所施設関係では、今後3年間で新たに特別養護老人ホーム(定員29人)、認知症対応型グループホーム(定員9人)を見込むこととしました。

在宅介護サービスでは小規模

多機能型居宅介護サービス(定員25人)を新たに見込むこととしました。

介護保険の財源は、公費と保険料でまかなわれています(下図参照)。第1号被保険者(65歳以上)の負担は全体の21%です。平成24年4月から3年間のサービス量を見込み負担割合に応じて保険料月額を算定しました。

平成24年4月から平成27年3月までの3年間適用される小野町の介護保険料は下表のとおりです。サービス量の増加により月額で180円の値上げとなりますが、これからの高齢者介護の充実のためご理解をお願いします。

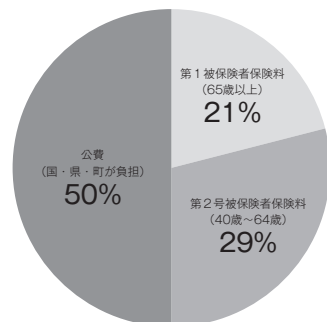
- 第1号被保険者(65歳以上)保険料の納め方
 - ▽年金の年額が18万円以上の方
 - 年金定期払いの時に天引きされます(特別徴収)。
 - ▽年金の年額が18万円未満の方
 - 町が送る納付書によって個別に納めます(普通徴収。口座振替が便利です)。
- 第2号被保険者(40歳から64

歳の方)保険料の納め方
加入している医療保険によって異なりますが、国民健康保険税や給与から差し引かれるかたちで納めます。

☎健康福祉課
☎72・6934
☎小野町地域包括支援センター
☎72・2128

■小野町の介護保険料

所得段階	本人等の状況	月額(円)
第1段階	老齢福祉年金受給者および生活保護受給者等で本人および世帯全員が住民税非課税	2,200円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	2,200円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、所得段階が第2段階以外の方	3,300円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる場合	4,400円
第5段階	本人が住民税課税の方 (本人の合計所得金額が190万円未満)	5,500円
第6段階	本人が住民税課税の方 (本人の合計所得金額が190万円以上)	6,600円



介護保険の財源